

厚生文教委員会記録

とき 令和7年7月25日

国分寺市議会

厚生文教委員会

令和7年7月25日（金）

○出席委員

委員長	皆川りうこ
副委員長	鳥居あかね
委員	高野ふみお
	松岡まり
	星いつろう
	木島たかし
	田中政義

○審査事項

《報告事項》

- (1) 定額減税補足給付金（不足額給付）について
- (2) その他

午後 2 時13分開会

○皆川委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。



○皆川委員長 それでは、報告事項を受けたいと思います。

報告事項 1 **定額減税補足給付金（不足額給付）について**、報告をお願いいたします。

○伊東生活福祉課長 まず、このたびは、急遽、今回の臨時会の厚生文教委員会の開催に当たり、お時間をいただくことになりましてありがとうございます。

それでは、定額減税補足給付金（不足額給付）について、資料を御用意しておりますので、それに沿って説明をさせていただきます。こちらは、第 2 回定例会において説明しました給付金と同様の給付金となっております。

まず、1 の概要ですが、資料記載のとおり、当該給付金に係る事業費に不足額が生じたため、給付金の給付開始前に予算措置が必要となっております。

続きまして、2 の経緯についてとなります。（1）につきましては、令和 7 年第 2 回定例会の補正予算計上時における考え方となります。予算計上時には、まだ令和 7 年度の個人住民税額が決定していないこと、また、電算システムも構築されていなかったことから、対象者の課税情報の把握が困難であったため、国から示されていた計算式に基づきまして算定した、資料の①、②、③の額が、第 2 回定例会におきましてお示しした事業費、計 2 億 4,590 万円を計上いたしました。

そして（2）につきましては、令和 7 年度の個人住民税額が決定したことに伴いまして、課税データから抽出された対象者数と給付額、こちらが資料の④、⑤、⑥にお示ししているとおりとなっており、計 3 億 5,232 万円となります。

ここで、④の額について、若干補足をさせていただきます。まず①では、国から示されていた 1 万 5,000 円を 1 人当たりの単価として乗じていましたが、実際には、④のとおり給付対象者の 1 人当たりの平均値が、2 万 7,842 円となっておりまして、1 万 5,000 円から約 1 万 2,800 円増加したことになっております。また、④の給付対象者の金額の範囲といたしましては、1 万円から 19 万円となり、結果として、国の考えた計算式に基づいて計上した額と大きな乖離があったということでございます。

続きまして、3 の不足額となります。⑥と③の差額、1 億 642 万円が不足額となります。こちらが今回の補正額となっております。

続きまして、4 の歳入については記載のとおり、10 分の 10 の交付金となっております。

5 の給付開始時期（予定）につきましては、遅延させることなく、令和 7 年 8 月中を予定しております。

最後になりますが、今回の不足に至ったことにより、臨時会を開催したことにつきましては、大変重く受け止めているところでございます。そして、この不足額につきましては、本市に限らず、他自治体においても、同様に多額の不足額が生じているということを聞き及んでおります。説明は以上となります。

○皆川委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。何点か質問しますが、この資料にある不足額給付 I というところ、つまり、減税し切れない人の数は想定よりも少なかったけれども、1 人当たりの必要額が多かったと、全体としてそういう判断でよろしいのでしょうか。

○伊東生活福祉課長 まず、対象者のデータについて、今、徐々に分析を進めているところとなっております。まず、令和 5 年分の所得に比べて令和 6 年分の所得が減少している方、いわゆる税額が減少した方

が、こちらの不足額給付の対象となっておりまして、約6割の方が対象となっており、割合としては1番多いという状況でございます。また、調整給付の給付時の収入より収入が減少した額、その幅が大きかったというふうにも考えております。こちらについては、委員の認識と同様というふうに思っております。

○高野委員 ありがとうございます。あと、低所得者世帯向けの給付金等もこれまでもやってこられたと思うんですけど、そういった推移を踏まえてですね、この市内でも低所得者世帯の動向については、御担当としてどのように見てらっしゃいますか。

○伊東生活福祉課長 定額減税補足給付費につきましては、令和6年度の調整給付から連動しておりますので、速やかに、8月の給付開始に向けて進めてまいりたいと考えてございます。これまでの給付金は、住民税非課税世帯、あるいは電力やガス、あるいは物価高騰、あと均等割のみ課税、子ども加算等、今回の不足額給付を含めまして、13回の給付金を実施しております。その一番最初に実施した給付金は、令和4年1月になりますが、住民税非課税世帯を対象といたしまして、9,514世帯への給付が完了しました。

今回は、直近の令和7年6月30日を申請期限といたしました住民税非課税世帯給付金、こちらが9,887世帯の給付となっております。人口の増加もありますが、非課税世帯が373世帯の増となっております。増となった明確な要因については、難しいところではありますが、この非課税世帯の増、一方で、税収の伸び、今後の生産人口の減少等を踏まえれば、やはり様々な視点から見極めていく必要があるというふうに思っております。

○高野委員 詳細な御説明ありがとうございます。やはり、市長も所信表明で指摘されました貧困問題というか、低所得者世帯が増大しているという傾向がちょっと見て取れるというふうに御担当者も見ていらっしゃるんだと感じました。

最後になりますが、前回は支給方法としてプッシュ型、確認書型、申告書型などがあると聞き及んでおりますが、もし確定しているのであれば、その割合について教えていただけますでしょうか。

○伊東生活福祉課長 資料にもお示しをしておりますが、現時点で、不足額給付Ⅰにつきましては1万1,627人の予定をしております。そのうち、プッシュ型につきましては、7,551人、約65%の方がプッシュ型を予定しているという状況でございます。この数値につきましては、転入者も含めてということになっておりまして、それ以外は確認書の送付、これは給付の対象者ではありますが、いわゆる口座情報の登録がないということで約35%の方です。

ここで先ほど転入者も含めてと申し上げましたが、第2回定例会のときに提出した資料と木島委員からの質疑で、プッシュ型と確認書、申請書について説明をさせていただいております。定例会の後、やはり、この方向性で本当に大丈夫なのか、できないことはないのか、できるためにはどうしたらいいのか、様々な検討を行ってまいりました。ここで、改めてこの点について、説明をさせていただきたいと思います。

今回の運用につきましては、結論から申し上げます、プッシュ型か確認書、この二通りを原則といたしまして、申請書は用いないようにしております。その理由といたしましては、給付対象者となる方の課税情報については、転入者も含めて、マイナンバー連携を活用して、対象となる方の課税情報を全件確認する作業を前提として進めております。現在、この作業にかなりの時間を費やしているという状況でございます。国といたしましては、転入者については申請手挙げ方式を示しておりますが、申請手挙げ方式とした場合は、やはり、対象者なのに申請できなかった、あるいは御自身が対象者であることに気がつかなかった等、制度がかなり分かりづらいということもありまして、それを市民に求めるのは、実施機関として適切ではないのではないかということで、やはり、ここは不利益にならないようにするために判断をした

ということでございます。端的に申し上げれば、事前に課税情報等により、転入者も含めて、対象者を全件抽出し、プッシュ型と、口座情報を把握してない場合については確認書を送付する。しかしながら、どうしてもその課税情報を得ることができなければ、申請書の対応が必要な場合も想定をしているというところでございます。

○高野委員 詳細な御説明ありがとうございました。やはり、対象者本人からするとお手上げだと、大変だと思っていたけども、そうではないということで安心をいたしました。当時の政府が決めたことで仕方がないことなんですけども、もっとシンプルな減税や、一律公平な給付金のほうがよかったんじゃないかなということは、個人的な意見として述べさせていただきながら、御担当者の皆さんの御努力に感謝とエールを申し上げて終わりたいと思います。

○皆川委員長 ほかに質問はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、この件についての報告を終了いたします。



○皆川委員長 報告事項2番 **その他**について、報告はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、以上で、報告事項を終わります。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時25分閉会